第七条の四第一項中「第四号」の下に「、同表電気工事業の項第六号又は同表解体工事業の項第四号」を、「の登録」の下に「（以下この条から第七条の七まで、第七条の十五及び第七条の十八において「登録」という。）」を加え、「登録地すべり防止工事試験の実施」を「それぞれ登録地すべり防止工事試験、登録計装試験又は登録解体工事試験（以下「登録技術試験」という。）の実施」に、「登録地すべり防止工事試験事務」を「登録技術試験事務」に改め、同条第二項中「前条第二号の表とび・土工工事業の項第四号の」を削り、「（以下」の下に「この項及び次項において」を加え、「登録地すべり防止工事試験事務申請者」を「登録技術試験事務申請者」に改め、同項第二号中「登録地すべり防止工事試験事務」を「登録技術試験事務」に改め、同項第三号中「登録地すべり防止工事試験事務」を「登録技術試験事務」に改め、同項第四号中「登録地すべり防止工事試験事務」を「登録技術試験事務」に改め、同条第二項中「前条第二号の表とび・土工工事業の項第四号の」を削り、「（以下」の下に「この項及び次項において」を加え、「登録地すべり防止工事試験事務申請者」を「登録技術試験事務申請者」に改め、同項第二号中「登録地すべり防止工事試験事務」を「登録技術試験事務」に改め、同項第三号中「登録地すべり防止工事試験事務」を「登録技術試験事務」に改め、同項第四号中「登録地すべり防止工事試験事務」を「登録技術試験事務」に改め、同項第五号中「登録地すべり防止工事試験事務申請者」を「登録技術試験事務申請者」に改める。

第七条の五中「第七条の十五」を「登録を受けようとする試験と種目を同じくする試験について第七条の十五」に改め、「第七条の三第二号の表とび・土工工事業の項第四号の」を削り、同条第三号中「登録地すべり防止工事試験事務」を「登録技術試験事務」に改める。

第七条の六第一項第一号中「上欄」を「第一欄」に改め、「掲げる」の下に「種目に応じ、それぞれ同表第二欄に掲げる」を加え、同項第二号中「いずれかに該当する者」を「表の上欄に掲げる種目に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる者」に改め、同号イ及びロを削り、同号に次の表を加える。

地すべり防止工事	次のいずれかに該当する者 イ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくはこれに相当する外国の学校において砂防学、地すべり学その他の登録地すべり防止工事試験の実施に関する事務に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は砂防学、地すべり学その他の登録地すべり防止工事試験の実施に関する事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者 ロ　国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者
計装	次のいずれかに該当する者 イ　学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において計測制御工学その他の登録計装試験の実施に関する事務に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は計測制御工学その他の登録計装試験の実施に関する事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者 ロ　国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者
解体工事	次のいずれかに該当する者 イ　学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において土木工学、建築工学その他の登録解体工事試験の実施に関する事務に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は土木工学、建築工学その他の登録解体工事試験の実施に関する事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者 ロ　国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

第七条の六第二項中「第七条の三第二号の表とび・土工工事業の項第四号の」を削り、「登録地すべり防止工事試験登録簿」を「登録技術試験登録簿」に改め、同項第二号中「登録地すべり防止工事試験事務」を「登録技術試験事務」に、「登録地すべり防止工事試験実施機関」を「登録技術試験実施機関」に改め、同項第三号及び第四号中「登録地すべり防止工事試験事務」を「登録技術試験事務」に改め、同項に次の一号を加える。

五　登録に係る試験の種目

第七条の七第一項中「第七条の三第二号の表とび・土工工事業の項第四号の」を削る。

第七条の八の見出し中「登録地すべり防止工事試験事務」を「登録技術試験事務」に改め、同条中「登録地すべり防止工事試験実施機関」を「登録技術試験実施機関」に、「登録地すべり防止工事試験事務」を「登録技術試験事務」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　次の表の第一欄に掲げる種目ごとに、同表の第二欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる内容について、同表の第四欄に掲げる時間を標準として試験を行うこと。

種目	科目	内容	時間
地すべり防止工事	一　地すべり一般知識に関する科目	砂防学、地すべり学、土質力学、構造力学、地形・地質学及び地下水学に関する事項	四時間三十分
	二　地すべり関係法令に関する科目	地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）その他関係法令に関する事項	
	三　地すべり調査に関する科目	地形判読技術、計測技術及び地すべり機構に関する事項	
	四　地すべり対策計画に関する科目	砂防及び地すべりの技術基準に関する事項	
	五　地すべり対策施設設計に関する科目	杭及びアンカーの設計及び施工、地下水排水工並びに土工に関する事項	
計装	一　計装一般知識に関する科目	計装一般及び計器に関する事項	八時間
	二　計装設備及び施工管理に関する科目	プラント設備又はビル設備における計装設計、工事積算、検査、調整及び工事施工法に関する事項	
	三　計装関係法令に関する科目	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）その他関係法令に関する事項	
	四　計装設備計画に関する科目	計装設備に係る基本計画及び施工計画に関する事項	
	五　計装設備設計図に関する科目	プラント設備又はビル設備における計装施工設計図の作成に関する事項	